

提出書類

申請書及び添付書類を住宅企画課へ提出してください。

提出書類	概要
①登録申請書	セーフティネット住宅情報提供システムから作成
②間取図	<p>各住戸の規模及び設備の概要を表示すること</p> <p>※共同居住型住宅（型別③）及び一般住宅で各戸の床面積が25㎡未満（型別②）の場合は、規模及び設備基準を満たしていることを確認できる書類が間取図のほか必要となります。事前にご相談ください。</p> <p>※バリアフリーに配慮したことにより床面積基準の緩和を受ける一般住宅（型別①-2）の場合は、バリアフリーに配慮した箇所を間取図に補記してください。</p>
③誓約書① 右記1～4に関する誓約	<p>セーフティネット住宅情報提供システムから作成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 登録申請者（法人である場合は当該法人並びにその代表者及び役員を含む）、建物の所有者、転貸人が法第11条第1項各号（※2）に掲げる欠格要件に該当しない者であることの誓約【規則第10条第2号】 2 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員を含む）が法第11条第1項第1号から第5号（※2）までに掲げる欠格要件に該当しない者であることの誓約【規則第10条第3号】 3 住宅の構造が規則第12条第1号（※3）に規定する基準に適合するものであることの誓約【規則第10条第4号】 4 登録の申請が基本方針（※1）等に照らして適切なものであることの誓約【規則第10条第6号】 </div>
④耐震性能を示す書類(いずれか) 耐震診断結果報告書、 建設住宅性能評価書、 住宅瑕疵担保責任保険契約書等	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した場合

⑤その他市長が必要と認める書類	
<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書② ・以下(イ)から(ニ)のいずれか (イ) 建築基準法第7条第5項に基づく検査済証 (ロ) 登記事項証明書(登記簿謄本) (ハ) 固定資産評価証明書 (ニ) (イ)から(ハ)の書類のほか、工事が完了したことが確認できる書類 	<p>名古屋市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画による登録基準の緩和(※4)を受ける場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※各戸の床面積が18㎡以上 ※2022年3月23日以前に工事を完了したバリアフリーに配慮した住宅に限られます。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から第4号のいずれか及び当該規定に係る同規則第5号に適合することの誓約(※5) <p>※誓約書②様式は名古屋市ウェブサイトからダウンロードしてください。</p>
付近見取図 (鉄道駅から住宅の位置を示したもの)	<p>名古屋市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画による登録基準の緩和(※4)を受ける場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※各戸の床面積が18㎡以上 ※2022年3月23日以前に工事を完了した、鉄道駅から概ね800m以内の住宅に限られます。</p> </div> <p>A4又はA3サイズの大きさと、最寄の鉄道駅が入った縮尺1/5000程度の地図に住宅の位置を記入してください。</p>
上記以外に申請内容の確認のため、市から書類を求める場合があります。	

※1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の趣旨に則り、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進するための施策が各地域で効率的かつ効果的に推進されるよう、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図る上での基本的な方向等の必要な事項を定めたもの。

「基本的な方針」については、セーフティネット住宅情報提供システムの「制度について知る」ページ内「新たな住宅セーフティネット制度関係条文等」をご覧ください。

【 <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/system.php> 】

※2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第11条第1項

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ④第24条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(⑧において「暴力団員等」という。)
- ⑥営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が①～⑤のいずれかに該当するもの

- ⑦法人であって、その役員のうち①～⑤のいずれかに該当する者があるもの
- ⑧暴力団員等がその事業活動を支配する者

※3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 第12条第1号

- イ 消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規定を除く）に違反しないものであること
- ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること

※4 名古屋市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

平成29年に改正された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、名古屋市が「名古屋市住生活基本計画」の中の重点計画として令和4年3月に策定したものの。愛知県の計画と同様に、住宅確保要配慮者の居住の安定確保にかかる具体的な取組を名古屋市が独自に定めた計画。

「名古屋市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」については名古屋市住生活基本計画のページをご覧ください。

【<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-3-5-0-0-0-0-0-0.html>】

※5 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 第10条

第1号 床は、原則として段差のない構造のものであること。

第2号 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \geq 195$$

$$R/T \leq 22/21$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。以下同じ。

T 踏面の寸法（単位 センチメートル）

R けあげの寸法（単位 センチメートル）

第3号 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \geq 24$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

第4号 便所、浴室及び居住部分内の階段には、手すりを設けること。

第5号 その他国土交通大臣及び厚生労働大臣の定める基準に適合すること。

- ・住宅の専用部分の「段差」「階段」「手すり」「部屋の位置」に係る基準
- ・住宅の共用部分の「共用廊下」「主たる共用の階段」に係る基準

(参考) 愛知県賃貸住宅供給促進計画

平成29年に改正された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律は、都道府県が住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進を目的とする賃貸住宅供給促進計画を作成できる規定が設けられたことから、愛知県が平成31年3月に策定したものの。登録住宅の供給目標や登録基準の緩和なども定められている。

「愛知県賃貸住宅供給促進計画」については、愛知県のウェブサイトをご覧ください。

【 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/safetyplan.html> 】